札障第 110 号 令和 6 年(2024 年) 4 月 4 日

関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長

一人暮らしを希望する利用者に対する共同生活援助の決定に ついて(通知)

令和6年4月の障害者総合支援法の改正により、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が、共同生活援助(以下「GH」という。)の支援内容に含まれることが明確化されました。

GH退去後も支援が必要な場合等は、支給決定が必要となるため、本市における具体的な事務の取扱いを、別紙のとおり定めましたので、通知します。

記

1 取扱い

別紙のとおり

※ 具体的な支給決定可否については、個別に各区保健福祉課へご相談 ください。

2 受給者証の記載について

GH退去後の共同生活援助の支給決定が行われた場合、受給者証に「退去後定着」の印字がされる。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 給付管理係・指定指導担当係 Tm.211-2938